

静岡県告示第818号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-（3-メトキシフェニル）-2-〔（プロパン-2-イル）アミノ〕シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名MXiPr、Methoxisopropamine）	令和4年12月17日
N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名5-MMPA、Mephedrene）	令和4年12月17日
2-〔2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル〕-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名Etazene、Etodesnitazene）	令和4年12月17日
N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）	令和4年12月17日
N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名APP-BINACA、APP-BUTINACA）	令和4年12月17日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。